

資料 12. 市の概要

(1) 自然環境

①位置・地勢

本市は、神奈川県南部、三浦半島の基部に位置しています。東西長は 8.75km、南北長は 5.2km、市域面積は 39.5km² であり、日本を代表する古都の歴史的風土や史跡・名勝地として知られています。

東京都の中心部から 50km 圏内（首都圏）に位置している一方で、多摩・三浦丘陵群の小高い山々に囲まれ、丘陵地や海等といった豊かな自然環境、良好な海水浴場、良質な居住環境など、多様な魅力を持っています。



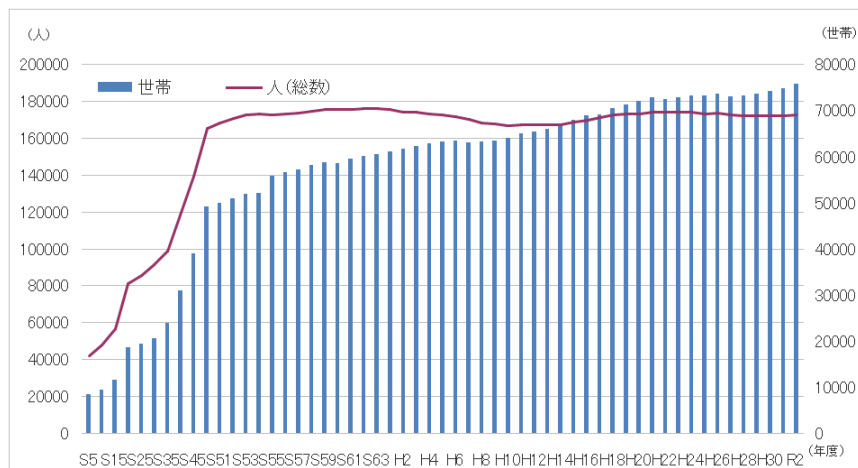
②緑地

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」による区域指定をはじめ、さまざまな緑の保全施策によって、市域の約 4 割を占める緑地等が適切に保存され、庭に植栽が施されている住宅も多くなっています。

(2) 社会環境

①人口動態

本市の人口は、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて大きく増加した後、緩やかに増加し、近年はほぼ横ばい傾向となっています。一方、世帯数は増加傾向を辿っており、単身世帯の増加や、少子化・核家族化の進行による影響と考えられます。



資料：国勢調査（総務省統計局）

②産業構造

事業所数では、卸売業、小売業の占める割合が最も高く、約3割となっています。次いで宿泊業、飲食サービス業が約2割を占めており、観光都市としての特徴が表れています。

分類	H24(2012)	H26(2014)	H28(2016)	
	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
総数	7,228	7,558	7,226	100%
農林漁業	7	12	8	0.1%
建設業	488	455	415	5.7%
製造業	211	218	190	2.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	5	3	0.04%
情報通信業	121	136	128	1.8%
運輸業、郵便業	77	82	81	1.1%
卸売業、小売業	1,979	2,050	2,022	28.0%
金融業、保険業	86	92	84	1.2%
不動産業、物品賃貸業	795	780	712	9.9%
学術研究、専門・技術サービス業	364	370	349	4.8%
宿泊業、飲食サービス業	1,203	1,257	1,292	17.9%
生活関連サービス業、娯楽業	548	582	561	7.8%
教育、学習支援業	329	404	345	4.8%
医療、福祉	587	666	654	9.1%
複合サービス事業（郵便局、協同組合）	28	26	26	0.4%
サービス業（他に分類されないもの）	403	389	356	4.9%
公務	—	34	—	

資料：経済センサス基礎調査（平成26年度（2014年度））

経済センサス活動調査（平成24年度（2012年度）、平成28年度（2016年度））

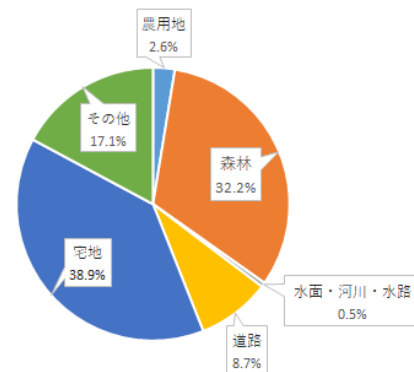
(3) 土地利用状況等

①土地利用状況

土地利用状況は、森林が約3割、宅地が約4割となっています。近年では、農用地は緩やかな減少傾向、道路や宅地は緩やかな増加傾向となっています。

（単位：ha）

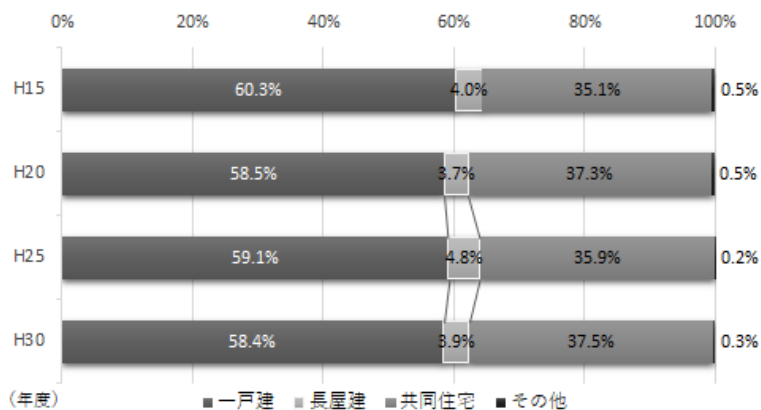
年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	令和元 (2019)
農用地	105	104	103	102
森林	1,284	1,284	1,284	1,278
水面・河川・水路	21	21	21	21
道路	343	343	344	344
宅地	1,535	1,538	1,540	1,541
その他	679	676	675	680



資料：土地統計資料集（神奈川県）（令和元年度(2019年度)）

②住宅の状況

住宅の状況は、一戸建が約6割、共同住宅が約4割となっており、一戸建は減少傾向、共同住宅は増加傾向をそれぞれ辿っています。



資料：住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）

(4) 関連計画

①第3次鎌倉市総合計画 第4期基本計画

令和2年（2020年）4月に策定された第3次鎌倉市総合計画（第4期基本計画）では、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間として、まちづくりの基本理念に基づく将来都市像と将来目標、その実現に向けた基本方針を以下のとおり掲げています。

基本理念	①市民自治の確立 ②人間性豊かな地域づくり ③環境共生都市の創造
-------------	--

環境都市像：古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち	
将来目標	1 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち
	2 歴史を継承し、文化を創造するまち
	3 都市環境を保全・創造するまち
	4 健やかで心豊かに暮らせるまち
	5 安全で快適な生活が送れるまち
	6 活力ある暮らしやすいまち
基本方針	1 市民力・地域力（市民参画・協働、地域コミュニティの充実）
	2 地方分権の推進
	3 広域的な協力体制
	4 持続可能な都市経営

②鎌倉市都市マスタープラン

平成27年（2015年）9月に策定された鎌倉市都市マスタープランでは、令和10年（2028年）3月までを計画期間として、「くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」を基本理念に掲げ、以下の将来都市構造を提示しています。



③第3期鎌倉市環境基本計画

平成28年（2016年）3月に策定された第3期鎌倉市環境基本計画では、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間として、鎌倉市環境基本条例における3つの基本理念の実現に向けて、以下の基本方針と環境目標を設定しています。

基本方針	1 環境の恵みを将来世代に継承します。
	2 環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。
	3 自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。
	4 鎌倉から地球環境保全をすすめます。

■環境目標（本計画に関連する主な部分のみ抜粋）

地球環境の保全（項目：地球環境）	
目標	将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、持続可能な地球環境の実現をめざします。
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・行動を変える省エネルギーの推進 ・物を替えるエネルギー利用の促進 ・再生可能エネルギー等の導入促進 ・低炭素まちづくりの推進 ・「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現
人の健康の保護と生活環境の保全（項目：大気）	
目標	誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所からの大気汚染物質の排出規制・指導 ・工場・事業所からの有害大気汚染物質・ダイオキシン類の排出規制・指導 ・工場・事業所からの悪臭の排出規制・指導 ・自動車排気ガス対策の推進 ・自動車交通量の抑制
人の健康の保護と生活環境の保全（項目：水・土）	
目標	生物がすみやすい水や土壌の環境を広めます。
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備・普及促進 ・工場・事業所における排水規制 ・生活排水対策の推進 ・事業所としての土壌・地下水汚染の管理
良好な都市環境の創造（項目：美化）	
目標	ごみの散乱や落書きのない美しいまちをめざします。
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・散乱ごみ・たばこの吸殻等をなくすための美化啓発 ・不法投棄・落書きの防止 ・ごみの持ち帰りの啓発 ・散乱しにくい、ごみになりにくい物品の販売 ・クリーンステーションでの散乱防止
循環型社会の構築（項目：廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）	
目標	ゼロ・ウェイストかまくらの実現をめざします。
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会へ向けた施策の発信 ・市民、滞在者、事業者、市との協働によるゼロ・ウェイスト社会の形成 ・再生資源利用製品・材料の選択促進 ・グリーン購入の推進
環境教育の推進（項目：環境教育）※詳細は「鎌倉市環境教育行動計画」に記載	
目標	意欲的に環境保全に取り組む人を育てます。
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた環境教育の実施 ・環境教育を実践できる人材の育成と活用 ・環境教育をする場・素材の整備 ・環境教育に関する情報提供